

第四百四十七回国 参議院地方行政・警察委員会會議録第七号

平成十二年三月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十三日

辞任 佐藤 昭郎君

松崎 俊久君

山本 保君

大沢 辰美君

三月二十七日

辞任 山下八洲夫君

市田 忠義君

補欠選任

岡 利定君

海野 徹君

白浜 一良君

市田 忠義君

補欠選任

小山 峰男君

井上 美代君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

事務

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

和田 洋子君

谷川 秀善君

松村 龍二君

朝日 俊弘君

海野 徹君

富樫 練三君

井上 吉夫君

鎌田 要人君

木村 仁君

野間 越君

奥石 東君

大森 礼子君

白浜 一良君

井上 美代君

照屋 寛徳君

高橋 令則君

保利 耕輔君

自 治 大 臣

自 治 大 臣

自 治 大 臣

自 治 大 臣

政務次官

自治政務次官

自治政務次官

事務局側

常任委員会専門

員

入内島 修君

平林 鴻三君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

橋 康太郎君

それでは、理事に海野徹さんを指名いたします。

○委員長(和田洋子君) 公益法人等への一般職の

地方公務員の派遣等に関する法律案及び地方公共

団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法

律案の両案を一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま

す。保利自治大臣。

○国務大臣(保利耕輔君) たいま議題となりま

した二案について御説明申し上げます。

まず、公益法人等への一般職の地方公務員の派

遣等に関する法律案の提案理由とその要旨につい

て御説明申し上げます。

地方公共団体においては、公民の適切な連携協

力により効率的かつ効果的に地方公共団体の諸施

策の推進を図るため、人的援助を行うことが必要

と認められる公益法人等へ職員を派遣いたしてお

りますが、現在、公益法人等の業務に職員を専ら

従事させることを目的とした制度はないことか

ら、休職、職務専念義務の免除などの制度の運用

により派遣が行われており、地方公共団体からも

法制度の整備を強く求められているところであり

ます。

こうしたことから今回、職員派遣に関する統一

的なルールを設定し、職員派遣の適正化、手続の

透明化等を図るため、この法律案を提出しようと

するものであります。

以上がこの法律案を提案いたします理由であり

ます。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げ

ます。

今回の制度におきましては、職員が公務員とし

ての身分を保有したまま公益法人等の業務に従事

する職員派遣制度と、職員が退職した上で一定の

営利法人の業務に従事し、業務に従事すべき期間

が満了した場合等に再び職員として採用する退職

派遣制度を設けております。

まず、公益法人等への職員派遣制度は、任命権

者が、民法第三十四条の規定により設立された法

人、特別の法律により設立された法人で政令で定

めるもの及び地方六団体のうちその業務が地方公

共団体の事務または事業と密接な関連を有するも

のであり、かつ、地方公共団体の施策の推進を図

るため人的援助が必要であるものとして条例で定

めるものの業務に専ら従事させるため、職員の同

意を得て、当該職員を派遣するものであります。

派遣職員の給与については、地方公共団体は原

則として支給しないこととしておりますが、地方

公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体

と共同して行う業務に従事する場合には、条例

で定めるところにより、支給することができるこ

ととしております。

次に、営利法人への退職派遣制度は、任命権者

が、当該地方公共団体が出資している株式会社ま

たは有限会社のうちその業務が公益の増進に寄与

するとともに地方公共団体の事務または事業と密

接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団

体の施策の推進を図るため人的援助が必要である

ものとして条例で定めるものの業務に専ら従事さ

せるため、職員に退職を要請し、これに応じて退

職した職員を当該業務に従事させるものでありま

す。

退職派遣者が派遣先の法人に在職した後、当該

業務に従事すべき期間が満了した場合等には、欠

格条項に該当する場合を除き、任命権者はその

者を職員として採用するものとするとしており

ます。

以上二つの制度を通じまして、共済制度におけ

る長期給付に関する規定については派遣先の業務

に従事するものと認められます。

○委員長(和田洋子君) 御異議ないと認めます。

○委員(和野洋子君) 御異議ないと認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

に従事する期間中においても適用することとして
あり、また、復帰後の職員の処遇等については、
部内の職員との均衡を失することのないよう、条
例で定めるところにより必要な措置を講じ、また
は適切な配慮をしなければならないこととしてお
ります。

以上が公益法人等への一般職の地方公務員の派
遣等に関する法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

次に、地方公共団体の一般職の任期付研究員の
採用等に関する法律案の提案理由とその要旨につ
いて御説明申し上げます。

この法律案は、公設試験研究機関において専門
的な知識経験または能力を有する人材を積極的に
受け入れ、研究者の相互の交流を推進し、公設試
験研究機関における研究活動の活性化を図り、
もって地域の科学技術及び産業の振興に資するた
め、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員
について、任期を定めた採用及び任期を定めて採
用された職員の勤務条件の特例を定めようとする
ものであります。

以上がこの法律案を提出いたします理由であり
ます。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げ
ます。

第一は、公設試験研究機関における任期を定め
た採用についてであります。

させる場合であります。

第二は、任期付研究員の任期についてでありま
す。

招聘研究員型については、任期は、五年を超え
ない範囲内で任命権者が定めるところとし、特に五
年を超える任期を定める必要があると認められる場
合には七年、特別な計画に基づく場合には十年を超
えない範囲内で任期を定めることができることとし
ております。若手研究員型につきましては、三年
を超えない範囲内で任命権者が定めるところとし、
研究業務の性質上特に必要がある場合には、五年
を超えない範囲内で任期を定めることができると
しております。

第三は、任期付研究員の勤務条件についてであ
ります。

招聘研究員型の任期付研究員に対しては、条例
で定めるところにより、裁量による勤務、すなわ
ち、その職務の性質上時間配分の決定その他の職
務遂行能力の方法を大幅に当該職員の裁量にゆた
ねることが当該職員に係る研究業務の能率的な遂
行のため必要であると認められる場合には、勤務
時間の割り振りを行わないでその職務に従事させ
ることができることとしております。

また、任期付研究員に対しては、条例で定める
ところにより、任期付研究員業績手当を支給する
ことができることとしております。

以上が地方公共団体の一般職の任期付研究員の
採用等に関する法律案の提案理由及びその要旨で
あります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いた
だきますようお願い申し上げます。

三月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣
等に関する法律案

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等
に関する法律案
公益法人等への一般職の地方公務員の派遣
等に関する法律

(目的)
第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を
行うことが必要と認められる公益法人等の業務
に専ら従事させるために職員(地方公務員法(昭
和二十五年法律第二百六十一号)第四条第一項
に規定する職員をいう。第七条を除き、以下同
じ。)を派遣する制度等を整備することにより、
公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じ
て、地域の振興、住民の生活の向上等に関する
地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公
共の福祉の増進に資することを目的とする。

(職員の派遣)
第二条 任命権者(地方公務員法第六条第一項に
規定する任命権者及びその委任を受けた者をい
う。以下同じ。)は、次に掲げる団体(以下この
項及び第三項において「公益法人等」という。)の
うち、その業務の全部又は一部が当該地方公共
団体の事務又は事業と密接な関連を有するもの
であり、かつ、当該地方公共団体がその施策の
推進を図るための援助を行うことが必要であ
るものとして条例で定めるものとの間の取決め
に基づき、当該公益法人等の業務にその役員
として専ら従事させるため、条例で定めるところ
により、職員(条例で定める職員を除く。)を
派遣することができる。

一 民法明治二十九年法律第八十九号)第三十
四条の規定により設立された法人
二 特別の法律により設立された法人(営利を
目的とするものを除く。)で政令で定めるもの
三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百六十三條の三第一項に規定する連合組
織で同項の規定による届出をしたもの
任命権者は、前項の規定による職員の派遣
(以下「職員派遣」という。)の実施に当たって
は、あらかじめ、当該職員に同項の取決めの内
容を明示し、その同意を得なければならない。

第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に
係る職員の職員派遣を受ける公益法人等(以下
「派遣先団体」という。)における報酬その他の勤
務条件及び当該派遣先団体において従事すべき
業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の
職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当
たって合意しておくべきものとして条例で定め
る事項を定めるものとする。

前項の規定により第一項の取決めで定める職
員派遣に係る職員の派遣先団体において従事す
べき業務は、当該派遣先団体の主たる業務が地
方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有す
ると認められる業務である場合を除き、地方公
共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると
認められる業務を主たる内容とするものでなけ
ればならない。

第三条 職員派遣の期間は、三年を超えることが
できない。

前項の期間は、任命権者が特に必要があると
認めるときは、派遣先団体との合意により、職
員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)
の同意を得て、職員派遣をした日から引き続き
五年を超えない範囲内において、これを延長す
ることができる。

(派遣先団体の業務への従事等)
第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第
二条第一項の取決めで定められた内容に従っ
て、派遣先団体の業務に従事するものとする。

派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派
遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中
に異動した職を保有するが、職務に従事しな
い。

派遣先団体の業務への従事等)
第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第
二条第一項の取決めで定められた内容に従っ
て、派遣先団体の業務に従事するものとする。

派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派
遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中
に異動した職を保有するが、職務に従事しな
い。

派遣先団体の業務への従事等)
第四条 派遣職員は、その職員派遣の期間中、第
二条第一項の取決めで定められた内容に従っ
て、派遣先団体の業務に従事するものとする。

派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派
遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中
に異動した職を保有するが、職務に従事しな
い。

(派遣職員の仕事への復帰)

第五条 任命権者は、派遣職員が派遣先団体の役員職員の地位を失った場合その他の条項で定める場合であつて、その職員派遣を継続することができないか又は適当でないとき認めるときは、速やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰する。

(派遣職員の給与)
第六条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しない。

2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補充し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条項で定めるところにより、給与を支給することができる。

(派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例)
第七条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四十三条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定(同法第五十三條第十号の二に掲げる育児休業手当金及び同条第十号の三に掲げる介護休業手当金に係る部分を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をし

たものとみなし、派遣職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に職員となつたものとみなす。

2 派遣職員に対する地方公務員等共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先団体の業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、地方公務員等共済組合法第百二条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、同法第八十七条第二項中「地方公務員災害補償法第一条第二項」とあるのは「労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)第七条第二項」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、同法第百一三条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」と、「並びに地方公共団体」とあるのは、「公益法人等へ一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金並びに地方公共団体」と、同法第一号中「次号に掲げるものを除く」とあるのは「育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用に限る」と、「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百一十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤続手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百一十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百一十三条第二項(同条第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百一十三条第二項」と、同法附則第四十條の四第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十條の四第一項」と、「第百一十六条第一項中(含む。)」とあるのは「含む。』及び附則第四十條の四第一項」とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四号及び第五号を除く。)」と、「公益法人等へ一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金並びに地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第一条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあるのは「並びに公益法人等へ一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十條の四第一項」とする。

(派遣職員に関する児童手当法の特例)
第八条 派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(派遣職員の復帰時等における処遇)
第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇及び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職し

等)と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百一十六条第一項中「地方公共団体の機関又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百一十三条第二項(同条第五項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」とあるのは「第百一十三条第二項」と、同法附則第四十條の四第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第五号を除く。)」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十條の四第一項」と、「第百一十六条第一項中(含む。)」とあるのは「含む。』及び附則第四十條の四第一項」とあるのは「次の各号(第一号の二及び第四号を除く。)」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四号及び第五号を除く。)」と、「公益法人等へ一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)の負担金並びに地方公共団体(市町村立学校職員給与負担法第一条又は第一条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。)」とあるのは「並びに公益法人等へ一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第三項に規定する派遣先団体(以下「派遣先団体」という。)」と、同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十條の四第一項」とする。

(派遣職員に関する児童手当法の特例)
第八条 派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、派遣先団体を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

(派遣職員の復帰時等における処遇)
第九条 地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇及び職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職し

た場合を含む。)の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条項で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。(特定法人の業務に従事するために退職した者の採用)

第十条 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための援助を行うことが必要であるものとして条項で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに従つて定められた内容に従つて当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員(条項で定める職員を除く。)が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人において業務に従事すべき期間が満了した場合又はその者が当該特定法人の役員としての地位を失つた場合その他の条項で定める場合には、地方公務員法第百一十六条各号(第三号を除く。)の一に該当する場合(同条の条項で定める場合を除く。)その他条項で定める場合を除き、その者が退職した時就いていた職又はこれに相当する職に係る任命権者は、当該特定法人の役員として在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。

2 前項の取決めにおいては、同項の要請に応じ退職し引き続き当該特定法人に在職する者(以下「退職派遣者」という。)の当該特定法人における報酬その他の勤務条件並びに当該特定法人において従事すべき業務及び業務に従事すべき期間、同項の規定による当該退職派遣者の採用に関する事項その他当該退職派遣者が当該特定法人の業務に従事するに当たつて合意しておくべきものとして条項で定める事項を定めるものとする。

3 前項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において従事すべき業務は、当該特定法人の主たる業務が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務(以下この項において「公益寄与業務」という。)である場合を除き、公益寄与業務を主たる内容とするものでなければならぬ。

4 第二項の規定により第一項の取決めで定める退職派遣者の特定法人において業務に従事すべき期間は、同項の要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、地方公務員法第二十二條第一項の規定は、適用しない。

(退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例)

第十一條 特定法人又は退職派遣者は、地方公務員等共済組合法第四十條第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなして、それぞれ同条(第三項を除く。)の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「役員及び常時勤務に服することを要しない者」とあるのは「常時勤務に服することを要しない者」と、「退職した場合(政令で定める場合を除く。）」とあるのは「退職した場合」と、同条第二項第一号中「五年」とあるのは「三年」とする。

(退職派遣者の採用時における処遇等)

第十二條 地方公共団体は、退職派遣者が第十條第一項の規定により職員として採用された場合における任用、給与等に関する処遇及び同項の規定により採用された職員が退職した場合の退職手当の取扱いについては、部内の職員との均衡を失することのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならない。

2 第十條第一項の規定により採用された職員

(同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。)に対する地方公務員法第二十九條の規定の適用については、同条第二項中又は「とあるのは若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)第十條第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第十條から第十二條まで及び次條の規定は、同年三月三十一日から施行する。

(退職派遣者の採用等に関する規定の適用)

第一條 第十條から第十二條までの規定は、平成十四年三月三十一日以後に第十條第一項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

(地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第一項第四号中「及び第十四條を」と、「第十四條及び第十九條」に改める。

附則に次の一條を加える。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第十九條 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「仮定給料」との下に「、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加え、「並びに地方公共団体を」と及び地方公共団体に改

め、「同法第十五條の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四條の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤続手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを削り、「とあるのは「並びに」とあるのは「及び」に改める。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律案

(趣旨)

第一條 この法律は、公設試験研究機関において専門的な知識経験を有する人材を積極的に受け入れ、研究者の相互交流を推進することが公設試験研究機関における研究活動の活性化にとつて重要であることにかんがみ、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の裁量による勤務に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公設試験研究機関 地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十八号)第二條第二項

に規定する公立学校を除く。)であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。

二 研究業務 公設試験研究機関の試験研究に関する業務をいう。

三 職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第四條第一項に規定する職員(公設試験研究機関の長その他の条例で定める職員及び非常勤職員を除く。)をいう。

(任期を定めた採用)

第三條 任命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定によりかつて当該地方公共団体の職員として任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第二号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、その対象となる研究業務及び選考の手続を定めた採用計画に基づいて行わなければならない。

4 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項の採用計画を作成しようとするときは、人事委員会に協議しなければならない。

(任期)

第四条 前条第一項第一号に規定する場合における任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、特に五年を超える任期を定める必要があると認める場合には、七年(特別の計画に基づき期間を定めて実施される研究業務に従事させる場合)にあっては、十年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前項ただし書の規定により任期を定める場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

3 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年を超えない範囲内で任命権者が定める。ただし、研究業務の性質上特に必要がある場合(人事委員会を置く地方公共団体においては、人事委員会の承認を得たときに限る。)には、五年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

4 任命権者は、第一項又は前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

第五条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員(次条において「第一号任期付研究員」という。)の任期が五年に満たない場合(採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された職員(以下この項において「第二号任期付研究員」という。)の任期が三年に満たない場合(前条第三項ただし書の規定により任期が定められた場合を除く。))にあっては採用した日から三年、第二号任期付研究員のうち前条第三項ただし書の規定により任期が定められた職員の任期が五年に満たない場合(採用した日から五年)を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(第一号任期付研究員の裁量による勤務)

第六条 第一号任期付研究員については、地方公務員法第五十八条第三項の規定にかかわらず、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十八条の三第一項の規定及び同項の規定に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同項中「当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により」とあるのは「条例により」と、「協定で定める」とあるのは「条例で定める」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百四条第二項中「寒冷地手当」の下に「、任期付研究員業績手当」を加える。

(地方公営企業法の一部改正)
3 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「(他の法律の適用除外)」に改め、同条第一項中「第九条」の下に「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成十二年法律第 号) 第六条」を加える。

